論点②－1　特定地域サービスに係る報酬の考え方

対応案

- ■ 包括報酬については、戸建住宅への訪問を中心とする訪問介護事業所を念頭に置いて、報酬設定を検討することとしてはどうか。
- ■ 基本報酬の設定にあたっては、その利用者の要介護度を主軸としつつ、サービス内容や利用頻度（回数）をもとに複数段階の区分を設けることとしてはどうか。また、具体の設定の際には、深夜・早朝・夜間対応加算も基本報酬に組み込むことを検討してはどうか。
- ■ 基本報酬以外の算定構造にあたっては、事業所の事務負担軽減の観点から、個別事情による負担増がある場合は個別に加算を設定してはどうか。さらに、基本料部分で保証される標準提供回数を超える場合（緊急時対応加算を想定）や通院等乗降介助を提供した場合、ハラスメント対策等で２人の訪問介護員がサービス提供する場合に相応する分の報酬算定を可能とするための出来高による報酬も残置することを検討してはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.73 より抜粋

論点②－1　特定地域サービスに係る報酬の考え方

論点②－1

■ 介護事業所の経営状況は、地域、事業規模、事業形態等により様々な状況であるが、特に訪問介護については、中山間・人口減少地域において、利用者宅への訪問を行うにあたり、利用者の事情による突然のキャンセルや移動に係る負担等により、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている。

■ このような課題を抱える中山間・人口減少地域の訪問介護事業所が安定的な経営を維持していくため、包括的な評価の仕組みは、特別地域加算を算定している訪問介護事業所を念頭に、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない包括報酬のいずれかを事業者単位で選択可能とすることについて、どのように考えるか。

■ また、利用者の費用負担が急激に増えることや保険料水準の過度な上昇を抑制することも重要であり、戸建住宅への訪問を中心とする訪問介護事業所への対応を念頭に置くことについて、どのように考えるか。

■ さらに、利用者ごとの利用回数・時間の差にも配慮しながら、利用者間の不公平感を抑制する必要があり、移動コストへの対応を含め、サービスの利用状況に見合った報酬となるよう、利用回数・利用形態等を考慮した複数段階の報酬設定とすることについて、どのように考えるか。

■ 現行の訪問介護の各種加算のうち、包括報酬化に伴い複雑な報酬体系を抑制する観点から、基本報酬に組み込むべき加算と残置すべき加算の選別について、どのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.72 より抜粋

報酬対応のイメージ（訪問介護）

○現行の報酬では、特に中山間地域等では、そもそもの利用者数が少なく、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などの影響が大きいため、年間を通じた安定的な経営が難しく不足部分が発生する。そのため、出来高報酬について、特定地域において、中山間・離島特有の訪問１回にかかる費用増のコストを措置する。

○包括報酬については、中山間の平均的な収入（基本報酬）に、中山間・離島特有のコストとして、訪問１回にかかる費用増、キャンセル回数、冬期における利用者増の変動を措置する。

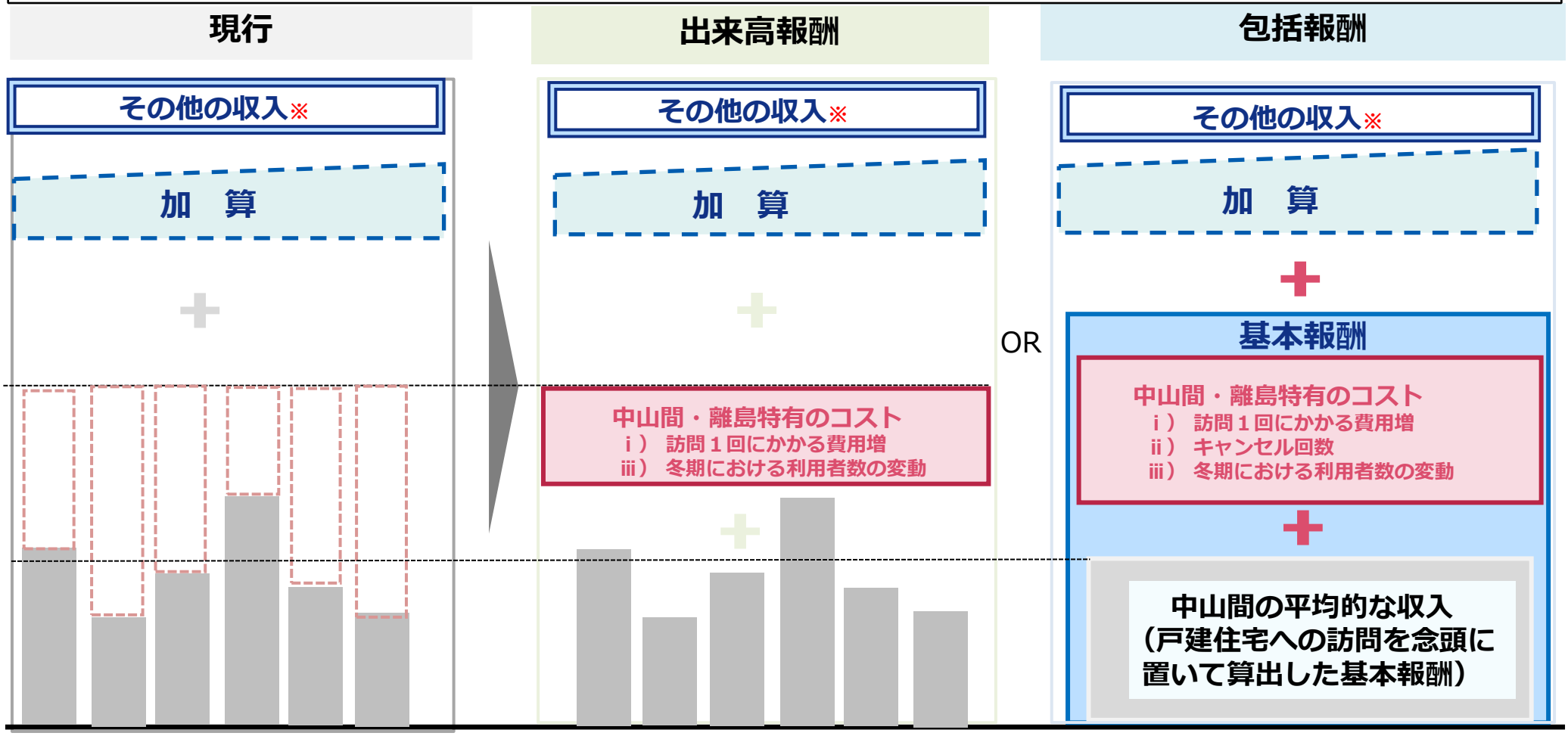

※介護事業外収益のうち借入金補助金収入、特別利益のうち本部費繰入費など

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.70 より抜粋

包括報酬による訪問介護の報酬体系のイメージ（素案）

サービス提供内容・時間に応じた基本サービス費（指定訪問介護　現行の出来高報酬（１回あたり））

- 20分未満　163単位
- 20分以上30分未満　244単位
- 30分以上1時間未満　387単位
- 1時間以上　567単位に30分を増すごとに　82単位

身体介護：排せつ介助、食事介助、入浴介助、外出介助等

- 20分以上45分未満　179単位
- 45分以上　220単位

生活援助：掃除、洗濯、一般的な調理等

加算・減算

※点線枠の加算は区分支給限度額の枠外

- 初回時等のｻｰﾋﾞｽ提供責任者による対応（200単位/月）
- 中山間地域等でのｻｰﾋﾞｽ提供（５％・10％・15％）
- 身体介護に引き続いた生活援助の提供（20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位）
- 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)のサービス提供（25％）
  深夜(22:00～6:00)のサービス提供（50％）
- 専門的な認知症ケアの実施（3単位、4単位／日）
- ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ職等との連携（100単位・200単位／月）
- 緊急時の対応（100単位）　※身体介護のみ
- 介護職員等処遇改善加算
  (Ⅰ)イ 27.0%　ロ 28.7%
  (Ⅱ)イ 24.9%　ロ 26.6%
  (Ⅲ)20.7%　(Ⅳ) 17.0%
- 特定事業所加算（3%・10%・20%）
  ①研修等の実施
  ②介護福祉士等や勤続年数７年以上の者の一定割合以上の配置
  ③重度要介護者等の一定割合以上の利用
- 口腔管理に係る連携の強化（50単位／回）
- 2人の訪問介護員等による対応 所定単位数の200%（通院等乗降介助を除く）
- 同一敷地内建物等に対するサービス提供（▲10%・▲15%・▲12%）
- 高齢者虐待防止措置未実施（▲１%）
- 業務継続計画未策定（▲１%）
- 通院等乗降介助（※）97単位

要介護度・サービス内容・提供量に応じた基本サービス費（特定地域サービス　包括報酬（１カ月定額））

要介護１・２
- 単位　週１～２回
- 単位　週３～６回
- 単位　週７回

要介護１～３
- 単位　週１～２回
- 単位　週３～６回
- 単位　週７回

要介護３～５
- 単位　週１～２回
- 単位　週３～６回
- 単位　週７回

身体介護：排せつ介助、食事介助、入浴介助、外出介助等

要介護４・５
- 単位　週１～３回
- 単位　週４～６回
- 単位　週７回

生活援助：掃除、洗濯、一般的な調理等

（注）「身体介護」、「生活援助」に加え、「身体介護＋生活援助」の区分を設けることを想定している。

中山間・離島特有のコスト

●加算
①特別地域加算　②処遇改善加算　③初回加算

●出来高
①通院等乗降介助
②緊急時対応加算、定期巡回との連携による随時訪問
③２人訪問加算

●減算
①高齢者虐待防止未実施　②業務継続計画未策定
③計画実績乖離減算（※）

（※）当初作成したケアプランに基づくサービス提供について、継続的に計画と実績の間に大きな乖離が認められる場合は、計画の適正化を促す観点から減算を適用する。例えば、ケアプランについて、連続する○か月間にわたり、計画上の訪問回数と実績利用回数との乖離率が○%以上となる場合、所定単位数の○%を減算することも考えられる。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.71 より抜粋